様式第２号（第９条関係）

誓　約　書

公益財団法人東京しごと財団理事長　　殿

働き方改革助成金支給要綱（以下「要綱」という。）第９条に基づく助成金の支給申請を行うにあたり、下記事項を確認し相違ないことをここに誓約いたします。

[ ] 　都内で事業を営んでいます。

[ ] 　常時雇用する労働者を２人以上、かつ、６か月以上継続して雇用しています。

[ ] 　就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っています。

[ ] 　支給申請日の前日から起算して過去５年間に、重大な法令違反等はありません。

[ ] 　従業員に支払われる賃金は、就労する地域の最低賃金額(地域別、特定（産業別）最低賃金額)を上回っています。

[ ] 　固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していません。また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金を追加で支給しています。

[ ] 　法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていません。

□　労働基準法第39条第７項(年次有給休暇について年５日を取得させる義務)に違反していません。

□　前記以外の労働関係法令について遵守しています。

[ ]  厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っています。

[ ]  都税の未納付はありません。

[ ] 　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第２１条の規定により助成金の支給決定の取消しを受けた場合には、これに異議なく応じます。

\*　接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。

[ ] 　代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第２１条の規定により助成金の支給決定の取消しを受けた場合にはこれに異議なく応じます。あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

\*　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

・暴力団員を雇用している者

・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

[ ] 　本助成金の支給はＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業に対する巡回・助言の実施後になることを承諾します。

[ ] 　要綱における関係書類について、理事長が必要と認めた場合は、関係書類を速やかに提出します。

[ ] 　本助成金に関し提出する書類の内容は事実と相違ないこと、書類の写しはすべて原本と相違ないこと及び財団の職員が審査に必要な事項についての確認や検査を行う際に対応します。

令和　　 年　　月　　日

助成金支給後に本誓約書の内容に虚偽や不正が発覚した場合は助成金を返還します。

企業等の所在地

企業等の名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印